

東近江行政組合情報公開条例施行規則

平成17年10月21日
東近江組合規則第13号

改正 平成28年3月17日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合情報公開条例（平成17年東近江行政組合条例第5号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、実施機関が保有する公文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第2条 条例第4条第1項に規定する請求書の提出は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(決定通知書)

第3条 条例第9条第1項及び第2項に規定する通知は、それぞれ当該各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 請求された公文書の全部を公開するとき 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 請求された公文書の一部を公開するとき 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 請求された公文書を非公開とするとき 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (4) 請求された公文書の存否を明らかにしないとき 公文書存否応答拒否決定通知書（様式第5号）
- (5) 請求された公文書が不存在のとき 公文書不存在非公開決定通知書（様式第6号）

(決定の延長通知)

第4条 条例第10条第2項に規定する通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第11条に規定する通知は、公文書公開決定期限特例適用通知書（様式第8号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第5条 条例第12条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第12条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第12条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第12条第2項による通知は、公文書公開意見照会書(様式第9号)により通知し、公文書公開意見回答書(様式第10号)により意見を求めるものとする。

4 条例第12条第1項による通知は、第三者に関する情報の内容が軽易なとき、又は当該第三者が希望するときは、電話等により口頭で意見聴取を行うものとする。この場合には、第三者意見聴取書(様式第11号)を作成するものとする。

5 条例第12条第3項の規定による通知は、第三者関係公文書公開決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(公開の実施)

第6条 条例第13条の規定による公文書の公開は、その写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

2 電磁的記録についての条例第13条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	公開の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、その他これらに類するものに記録されている電磁的記録で、組合が保有する電子計算機その他の機器及び現に使用しているプログラムを用いて、紙に印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙に印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
2 1に掲げるもの以外のもので、管理者	視聴

が別に定める方法により視聴ができるもの	
---------------------	--

3 公文書の閲覧を受ける者は、当該公文書を汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住所
請求者
氏名

電話番号 () ー

東近江行政組合情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)
請求する公文書の 名称又は内容	(公文書を特定できるように具体的に記入してください。)

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入するとともに該当する番号を○で囲んでください。
2 写しの交付について郵送を希望する場合は、の中にレ印を記入してください。

[受付職員記入欄] この欄は、記入しないでください。

本人の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
処理経過	

様式第2号 (第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することと決定しましたので、東近江行政組合情報公開条例第9条第1項の規定により通知します。

公開の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)		
請求のあった公文書の名称又は内容			
公開の日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分
公開の場所			
担当課・署等	電話	課・署	係

- (注) 1 指定された公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課・署まで連絡してください。
2 公文書の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。

様式第3号 (第3条関係)

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり部分公開することと決定しましたので、東近江行政組合情報公開条例第9条第1項の規定により通知します。

公開の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)		
請求のあった公文書の名称又は内容			
公開の日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分
公開の場所			
公開をしないと決定した部分			
公開しない理由			
公開することができるようになる期日	年 月 日		
担当課・署等	課・署 係 電話		

(注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。

2 「公開することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公開を希望される場合は、その期日後に改めて請求してください。

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 (平28規則10・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、東近江行政組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

請求のあった公文書の名称又は内容	
公開しないこととした理由	
公開することができるようになる期日	年 月 日
担当課・署等	課・署 係 電話
備 考	

(注)「公開することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することが
できる場合に限り記載しています。公開を希望される場合は、その期日後に改めて請求してください。

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則10・一部改正)

様式第5号 (第3条関係)

公文書存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり拒否することと決定しましたので、東近江行政組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

請求のあった公文書の名称又は内容	
拒否する理由	東近江行政組合情報公開条例第8条に該当 (理由)
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則10・一部改正)

様式第6号 (第3条関係)

公文書不存在非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、東近江行政組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

請求のあった公文書の名称又は内容	
公開しない理由	(公文書不存在の理由)
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(平28規則10・一部改正)

様式第7号 (第4条関係)

公文書公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、東近江行政組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

請求のあった公文書の 名称又は内容			
請求書の受理年月日	年 月 日		
延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	()日間	
延長する理由			
担当課・署等	課・署 係 電話		
備考			

様式第8号 (第4条関係)

公文書公開決定期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、東近江行政組合情報公開条例第11条の規定により、次のとおり決定期限の特例を適用しましたので、通知します。

請求のあった公文書の名称又は内容	
条例第10条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第11条を適用する理由	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当課・署等	課・署 係
備 考	電話

様式第9号 (第5条関係)

公文書公開意見照会書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)



東近江行政組合情報公開条例により公開の請求があった公文書に、 に関する情報が記載されています。

つきましては、当該公文書の公開をするかどうかの決定を行う際の参考とするため、ご意見をお聴きしたいので、別紙「公文書公開意見回答書」により、 年 月 日までに回答していただきますようお願いいたします。

公開請求の年月日	年 月 日
請求のあった公文書の名称又は内容	
公文書に記載されている () に関する情報の内容	
(特に公開を必要とする理由)	
担当課・署等 (意見書提出先)	所在 : 課・署 係 電話
備 考	

様式第10号 (第5条関係)

公文書公開意見回答書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所

氏 名

電話番号 () ー

年 月 日付けで照会のあった公文書の公開に係る意見については、以下のとおりです。

請求のあった 公文書の名称 又は内容	
意 見	
1 公開されても支障を生じない。 2 公開されると支障を生じる。 (支障がある理由)	

(注) 該当する番号を○で囲み、2を囲んだ場合は、「支障がある理由」を記載してください。

様式第11号 (第5条関係)

第 三 者 意 見 聴 取 書

第 三 者	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
意見聴取の日時 及び場所等		年 月 日	午前 午後	時 分
		(場所・電話)		
請求のあった公文書 の名称又は内容				
意見聴取の内容		1 公開されても支障を生じない。 2 公開されると支障を生じる。 (支障がある理由)		
意見聴取者		職	課・署 氏名	係

様式第12号 (第5条関係)

第三者関係公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



さきに照会しました に関する情報が記録されている公文書の公開については、次のとおり決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の名称又は内容	
決定の内容	1 公開する。 2 部分公開する。
上記の決定により公開をすることになる () に関する情報	
公開の年月日	年 月 日 ()
決定の理由	
担当課・署等	課・署 係 電話
備考	

(注) 公開を実施する日までに異議申立てがされなかった場合には、異議申立ての期間内であっても公開されることになります。

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に管理者等に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に管理者を被告として(東近江行政組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(平28規則10・一部改正)